

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192-2 久安セントラルビルビル2階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

東北圏または東北近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は別紙「演習実施計画・実習施設一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第11条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第12条

1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第13条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第14条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律5,000円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第15条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第16条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第17条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、宮城県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第18条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第19条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
- ⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口
電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第20条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和6年4月1日から施行する。

カリキュラム表
事業者名：株式会社土屋 令和6年度 東北クラス標準区分表

区分	科 目	講習時間数		
		計	通学講習	通信講習
講 義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	0	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1	0	1
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	0	2
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0
演 習	喀痰吸引等に関する演習	1	1	0
実 習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	0
	外出時の介護技術に関する実習	2	2	0
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	0
合 計		20.5	12.5	8

講 師 一 覧 表

五十嵐 憲幸	介護士講師
宮本 武尊	介護士講師
吉岡 理恵	介護士講師
星 敬太郎	介護士講師
渡部 有真	介護士講師
白鳥 美香子	介護士講師
佐藤 誠之	介護士講師
七尾 綾人	介護士講師
増田 和也	介護士講師
齋藤 恵美	介護士講師
小松 右京	介護士講師
佐藤 望	介護士講師
穀田 優佳	介護士講師
織田 由加	介護士講師
菅原 知佳	介護士講師
小澤 明久	介護士講師
勝又 由香	介護士講師
神野 良介	介護士講師
日高 健太	介護士講師
伊藤 辰也	介護士講師
角南 成禅	介護士講師
浅野 竜二	介護士講師
菊地 雅也	介護士講師
前田 信行	介護士講師
大柳 卓也	介護士講師
酒井 いづみ	介護士講師
庄司 文子	介護士講師
永井 恵美子	看護師講師
長谷川 信子	看護師講師
齋藤 みさを	看護師講師
加藤 由美	看護師講師
沼倉 斉子	看護師講師
梶原 美恵子	看護師講師
守 志穂	看護師講師
広瀬 千賀子	看護師講師
大石 麗華	看護師講師
村木 香織	看護師講師
佐藤 典子	看護師講師

様式第1号の5

演習実施計画

演習施設の名称	所在地	面積(m ²)	演習可能人数
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	87.86 m ²	10人
土屋ケアカレッジ 仙台教室(秋田)	秋田県秋田市桜2丁目 17-5	43 m ²	10人

1 演習施設の概要

2 使用する福祉用具等の内訳

福祉用具等の名称	数量	福祉用具等の名称	数量
●土屋ケアカレッジ仙台教室			
ベッド	2		
車イス	4		
イス	20		
机	20		
吸引器	2		
喀痰吸引関係備品	2		
経管栄養関係備品	2		
メディトレ君	2		
●土屋ケアカレッジ仙台教室(秋田)			
ベッド	1		
車イス	2		
イス	10		
机	10		
吸引器	2		
喀痰吸引関係備品	2		
経管栄養関係備品	2		
メディトレ君	2		

実習施設一覧

重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアカレッジ仙台教室

実習科目名 Ⅲ1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（秋田教室）	秋田県秋田市桜 2丁目 17-5	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ2 外出時の介護技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（秋田教室）	秋田県秋田市桜 2丁目 17-5	五十嵐憲幸

実習科目名 Ⅲ3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアカレッジ 仙台教室	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-13-1 サン・アドバンスビル 5F	五十嵐憲幸
土屋ケアカレッジ 仙台教室（秋田教室）	秋田県秋田市桜 2丁目 17-5	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 仙台	宮城県仙台市若林区荒井東 1-8-4 アライデザインセンター 2	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 弘前	青森県弘前市大字田町 5丁目 6番地 2 三枝ビル 2F	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 秋田	秋田県秋田市桜 2丁目 17-5	五十嵐憲幸
ホームケア土屋いわて	岩手県盛岡市志家町 2-6 クリナーレ志家町 102-B	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 山形	山形県山形市吉原 1-10-10 ドリームシティ 102号室	五十嵐憲幸

ホームケア土屋 郡山	福島県郡山市谷地本町 83 ヤマキハイツコスモス 105 号室	五十嵐憲幸
ホームケア土屋 たいわ	宮城県黒川郡大和町桧和田字西原 17	五十嵐憲幸

重度訪問介護従業者養成研修事業実施計画

事業者番号	第 645 号	
研修の名称	土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修	
研修課程	重度訪問介護従業者養成研修 統合課程	
講義方法	通信	
実施予定期間	<p>第1回 2024年4月10日(水)、2024年4月11日(木)</p> <p>第2回 2024年4月24日(水)、2024年4月25日(木)</p> <p>第3回 2024年5月8日(水)、2024年5月9日(木)</p> <p>第4回 2024年5月22日(水)、2024年5月23日(木)</p> <p>第5回 2024年6月12日(水)、2024年6月13日(木)</p> <p>第6回 2024年6月26日(水)、2024年6月27日(木)</p> <p>第7回 2024年7月10日(水)、2024年7月11日(木)</p> <p>第8回 2024年7月24日(水)、2024年7月25日(木)</p> <p>第9回 2024年8月28日(水)、2024年8月29日(木)</p> <p>第10回 2024年9月11日(水)、2024年9月12日(木)</p> <p>第11回 2024年9月25日(水)、2024年9月26日(木)</p> <p>第12回 2024年10月9日(水)、2024年10月10日(木)</p> <p>第13回 2024年10月23日(水)、2024年10月24日(木)</p> <p>第14回 2024年11月13日(水)、2024年11月14日(木)</p> <p>第15回 2024年11月27日(水)、2024年11月28日(木)</p> <p>第16回 2024年12月11日(水)、2024年12月12日(木)</p> <p>第17回 2024年12月25日(水)、2024年12月26日(木)</p> <p>第18回 2025年1月15日(水)、2025年1月16日(木)</p> <p>第19回 2025年1月29日(水)、2025年1月30日(木)</p> <p>第20回 2025年2月12日(水)、2025年2月13日(木)</p> <p>第21回 2025年2月26日(水)、2025年2月27日(木)</p> <p>第22回 2025年3月12日(水)、2025年3月13日(木)</p> <p>第23回 2025年3月26日(水)、2025年3月27日(木)</p>	
	<p>※第1回募集開始は令和6年1月1日、以降は随時募集</p> <p>※研修日程3日目は各回の1日目受講日から2ヶ月以内の日とする。</p> <p>※8月14日、15日・1月1日、2日はお盆と正月の為実施しない。</p>	
募集予定人数	1,750 人	
事業担当者 連絡先	担当者名	佐藤望
	電話番号	050-3138-2024(代表)

参 考	居宅介護従業者養成研修事業の同時開催の有無
申し込み方法	募集手続きは次のとおりとする。 申し込み方法：電話・メール・Webにて受付。運営事務局は受付後、受講者に受講決定通知をメールにて送付。 申し込み先：土屋ケアカレッジ運営事務局 TEL：050-3138-2024 Mail:college@care-tsuchiya.com/ Web: https://tcy-carecollege.com 受講決定方法：申し込み受付後定員調整の上決定 (応募者多数の場合の決定方法：申込順)